

林業指導プログラムの作成要領
に関する

インドネシア共和国林業大臣規程
第P. 78/Menhut-II/2014

唯一神の加護により、
インドネシア共和国森林大臣は、

- a. 林業大臣規程第P. 41/Menhut-II/2010に基づき、林業指導プログラムの作成要領が定められた；
- b. 上記a項で述べた林業大臣規程は、協議によるプログラム作成の時間調整に関する展開において、開発計画及びプログラムの段階ですでに現状と見合わず、林業指導を担当する林業省実行事務所のプログラムに対応していないため、変更する必要がある；
- c. 上記a項及びb項で述べた考慮に基づき、林業指導プログラムの作成要領に関する林業大臣規程を定める必要がある；

を考慮し、

1. 生物資源及びその生態系の保全に関する法律1990年第5号（インドネシア共和国官報1990年第49号、インドネシア共和国官報補遺第3419号）；
2. 林業に関する法律1999年第41号（インドネシア共和国官報1999年第167号、インドネシア共和国官報補遺第3888号）を変更した法律2004年第19号（インドネシア共和国官報2004年第86号、インドネシア共和国官報補遺第4412号）；
3. 地方政府に関する法律2004年第32号（インドネシア共和国官報2004年第125号、インドネシア共和国官報補遺第4437号）を数回変更した最終版法律2008年第12号（インドネシア共和国官報2008年第59号、インドネシア共和国官報補遺第4844号）；

4. 農業、水産業、林業指導システムに関する法律2006年第16号（インドネシア共和国官報2006年第92号、インドネシア共和国官報補遺第4660号）；
5. 政府、州政府、県／市政府の政務分担に関する政令2007年第38号（インドネシア共和国官報2007年第82号、インドネシア共和国官報補遺第4737号）；
6. 農業、水産業、林業指導の資金、指導、監視に関する法律2009年第43号（インドネシア共和国官報2009年第87号、インドネシア共和国官報補遺第5018号）；
7. 省庁の立場、業務、機能及び省庁におけるエセロンIの組織構成、業務、機能に関する大統領規程2010年第24号；
8. 林業省の組織及び作業手順に関する林業大臣第P. 40/Menhut-II/2010を変更した林業大臣規程第P. 33/Menhut-II/2012；
9. 林業指導の設備及びインフラ利用の要領に関する林業大臣規程第P. 35/Menhut-II/2012；
10. 林業指導の設備及びインフラ利用の要領に関する林業大臣規程第P. 23/Menhut-II/2013を変更した林業大臣規程第P. 35/Menhut-II/2012；
11. 民間林業指導者及びコミュニティー林業指導者に関する林業大臣規程P. 42/Menhut-II/2012；
12. 林業指導の方法及び内容に関する林業大臣規程第P. 46/Menhut-II/2012；
13. 林業開発活動の指導要領に関する林業大臣規程第P. 29/Menhut-II/2013；
14. 林業農家グループに対する指導要領に関する林業大臣規程第P. 57/Menhut-II/2014；
15. 林業指導者の機能的役職及びその単位に関する国家機構活性・官僚改革大臣規程2013年第27号；

16. 林業指導者の機能的役職及びその単位に関する国家機構活性・官僚改革大臣規程2013年第27号の実施規定に関する林業大臣及び国家人事庁長官合同規程第PB. 1/Mehut-IX/2014及び2014年第5号；

に鑑み、

次を決定する：

決定事項：林業指導プログラムの作成要領に関する林業大臣規程

第1章

一般規定

第1条

本規程における用語は、次のように定義する。

1. 林業指導とは、生産性、事業の効率性、収入、福利厚生を高めると共に環境機能の持続性に関する認識を向上するため、林業の主要実行者及び事業者が、市場、技術、資本、その他の資源に関する情報へ自らアクセスできるように行うための学習プロセスのことを言う。
2. 林業指導プログラムとは、林業指導の目的を達成するためのガイド及び管理ツールで、方向性を体系的に作成された書面での計画のことを言う。
3. 以降RKTPと略す指導者年次作業計画（Rencana Kerja Tahunan Penyuluh）とは、現地の林業指導プログラムに基づいて林業指導者が作成する活動計画で、作業区域内における対象地域住民との対話に必要なことを記載するもののことを言う。
4. 以降林業指導者と称する公務員林業指導者とは、林業を行うために、権限を持つ職員から全面的に業務、責任、権限、権利が与えられた公務員のことを言う。
5. 以降PKSMと略すコミュニティー林業指導者とは、地域住民及び事業に成功した主要実行者で、指導者として十分有能で、自主的に指導者になりたい者のことを言う。
6. 民間林業指導者とは、指導分野における能力を持つ業界及び／又は機関からの指導者のことを言う。
7. 林業活動の主要実行者とは、森林地区内及び周辺の地域住民及びその核家族のことを言う。
8. 事業者とは、農業、水産業、林業を営むインドネシア国民の個人又はインドネシアの法律で設立した企業のことを言う。
9. 指導内容とは、林業指導者から主要実行者及び事業者に伝える情報、技術、社会工学、経営、経済、法律、環境の持続性などの林業分野の指導内容のことを言う。

10. 以降KTHと略す林業農家グループとは、上流又は下流における林産木材、非木材林産物、環境サービスなどの事業を含む、森林内外で林業分野の事業を営む農家又はインドネシア国民の個人及びその家族の集団のことを言う。
11. 林業指導方法とは、林業指導者から指導内容を伝えるための方法又は技術のことを言う。
12. 以降RUKと略すグループ事業計画（Rencana Usaha Kelompok）とは、林業農家グループと林業指導者が一緒に作成したグループ活動の実施基準となる林業農家グループの活動計画で、林業農家グループリーダー及び林業指導者が署名し、村長／区長が認識するもののことを言う。
13. 以降UPTと略す実行事務所（Unit Pelaksana Teknis）とは、地方において、天然生物資源及びその生態系保全を管理する総局実行事務所のことを言う。
14. 生物資源保全とは、多様性及びその価値の質を維持及び向上しながら供給の持続性を確保するために、賢明に天然資源の利用を管理することを言う。
15. 土及び水の保全とは、生活支援を継続的に行えるよう、土の自然的性質を保護、維持、向上する取り組み及び水を最大に管理することを言う。

第2条

林業指導プログラムの作成要領の目的は、

- a. 林業指導活動と林業開発活動との統合性と相乗効果を実現できるためである。
- b. 林業指導プログラム作成基準の整備である。

第3条

林業指導プログラムの作成要領の範囲は、次を含む。

- a. 林業指導プログラムの段階；
- b. 林業指導プログラム作成の本質；
- c. 林業指導プログラム作成の仕組み；
- d. モニタリング及び評価；及び
- e. 資金調達。

第2章

林業指導プログラムの段階

第4条

上記第3条a項で述べた林業指導プログラムの段階は、次を含む。

- a. 郡レベルの林業指導プログラム；
- b. 県／市／実行事務所レベルの林業指導プログラム；
- c. 州／実行事務所レベルの林業指導プログラム；
- d. 全国レベルの林業指導プログラム。

第5条

上記第4条で述べた林業指導プログラムの作成は、次のように定める。

- a. 郡レベルの林業指導プログラムは、郡指導センターが支援する；
- b. 県／市レベルの林業指導プログラムは農業、水産業、林業指導実施機構又は県／市林業指導実施機関が支援する；
- c. 州レベルの林業指導プログラムは農業、水産業、林業指導実施機構又は州林業指導実施機関が支援する；
- d. 全国レベルの林業指導プログラムは、林業人材指導育成機構（Badan Penyuluhan dan Pengembangan Sumber Daya Manusia Kehutanan (BP2SDMK)）が支援する。

第6条

- (1) 林業指導プログラムの作成は、上記第5条で述べた林業指導機関による支援のほか、実行事務所（UPT）及び林業省からも支援する。
- (2) 林業省実行事務所より作成した林業指導プログラムの段階は、林業省実行事務所の作業区域に基づく。

第3章

林業指導プログラムの本質

第1部

一般

第7条

林業指導プログラムは、次の形で提示する。

- a. マトリックス；及び
- b. ナレーション。

第2部

プログラムのマトリックス

第8条

- (1) 上記第7条a項で述べた林業指導プログラムのマトリックスは、次を記載する。
 - a. 地域の状況；
 - b. 目的；
 - c. 課題；
 - d. 林業指導の対象者；及び
 - e. 目的を達成するための方法。
- (2) 上記第（1）項で述べたマトリックスは、本大臣規程の付録Iのフォーマットで作成する。

第9条

上記第8条（1）項a号で述べた地域の状況には、次を記載する。

- a. 天然資源の状況；
- b. 人的資源；
- c. 支援資源；及び
- d. 林業開発における課題。

第10条

(1) 上記第9条a項で述べた天然資源の状況には、次を記載する。

- a. 森林地区の面積及び機能；
- b. 森林地区及び地域住民土地の状況；
- c. 気候；
- d. 土の種類；
- e. 地形；
- f. 土地の使用；
- g. 生物多様性のポテンシャル；
- h. 木材林産物及び非木材林産物のポテンシャル。

(2) 上記第9条b項で述べた人的資源の状況には、次を記載する。

- a. 住民のデータ；
- b. 林業農家グループ（KTH）
- c. 主要実行者及び事業者；
- d. 林業指導者；
- e. 林業指導中間対象者。

(3) 上記第9条c項で述べた支援資源の状況には、次を記載する。

- a. 政府及び地方政府の政策；
- b. 各段階における林業開発プログラム及び計画
- c. 各段階における林業指導プログラム及び計画
- d. 各段階における指導組織。
- e. 金融及び販売組織；
- f. 教育訓練組織；
- g. 研究組織；
- h. グループの設備及びインフラ；
- i. 地域住民における組織。

第11条

(1) 上記第8条第（1）項b号で述べた林業指導プログラムの目的は、主要実行者及び事業者の行動及び環境の変化について記載することである。

(2) 上記第（1）項で述べた行動及び環境の変化は、直面する問題を解決及び機会に対応するために、主要実行者及び事業者、家族及びその周辺にあるポテンシャルを発掘及び発揮することによって達成する。

第12条

- (1) 上記第8条第(1)項c号で述べた課題には、林業指導の目的が達成できない要因又は現状と目指す姿の差が発生する要因について記載する。
- (2) 上記第(1)項で述べた要因は、次を含む。
 - a. 林業開発活動に対する主要実行者及び事業者の知識、姿勢、技能などと関連する要因である行動的な要因；
 - b. 林業開発活動の政策、資金、設備、インフラなどと関連する要因である行動以外の要因。

第13条

上記第8条第(1)項d号で述べた林業指導の対象者は、次を含む。

- a. 林業指導の主要対象者は、次から構成する。
 - 1) 森林市区内及び周辺の地域住民、森林地区から生産される商品を管理するグループ又は個人及びその核家族を含む主要実行者；及び
 - 2) 林業事業者。
- b. 林業指導の中間対象者は、林業観察グループ又は機関、若い世代、地域のリーダー的存在を含む利害関係者である。

第14条

- (1) 上記第13条で述べた指導対象者は、内訳、人数、場所から構成する。
- (2) 上記第(1)項で述べた指導対象者は、状況、達成したい目的、直面する課題などを考慮した上で決定する。
- (3) 指導対象者の決定は、上記第(2)で述べた状況、達成したい目的、直面する課題などを考慮する他、次のことも考慮すること。
 - a. 林業指導者の能力；
 - b. 主要実行者及び事業者の人的資源の状況；
 - c. 林業分野における活動の種類；
 - d. 内容、資金、人員、設備の整備。

第15条

上記第8条第(1)項e号で述べた目的を達成するための方法は、問題を解決するために設定した活動の一連で、活動の種類、指導内容及び方法の選定、実施時期の設定、資金調達資格及び資金源、活動責任者及び実施者などを含む。

第3部 ナレーションプログラム

第16条

上記第7条b項で述べたナレーションプログラムは、次のフォーマットで作成する。

- a. 前書き；
- b. 一般状況；
- c. 目的；
- d. 課題；
- e. 目的を達成するための方法；及び
- f. あとがき。

第17条

上記第16条a項で述べた前書きには、次を記載する。

- a. 背景；
- b. 法的根拠；
- c. 定義。

第18条

- (1) 上記第16条b項で述べた一般状況は地域ポテンシャルの識別によって取得する。
- (2) 上記第(1)項で述べた地域ポテンシャルの識別は、参加型農村調査、迅速農村調査、インパクトポイント、フォーカス・グループ・ディスカッション、SWOT分析、その他地域ポテンシャルを識別ための技術を使用する方法及び機器で行う。

第19条

- (1) 上記第16条c項で述べた目的は、第18条で述べた一般状況の説明に基づいて設定する。
- (2) 上記第(1)項で述べた目的を設定するための原則は、次を含む：
 - a. 具体的。指導対象者に集中すること；
 - b. 測定可能。達成したいことが数値化できること；
 - c. 実施可能。目的を達成するために有する能力及び資源に合うこと；
 - d. 現実的。合理的かつ現実性があること；及び
 - e. 期限付き。達成するための期限を記載すること。

第20条

- (1) 上記第16条d項で述べた課題の設定は、目的を達成できない要因を検討することで行う。

- (2) 上記第(1)項で述べた課題の設定は、次を考慮した上で行う。
- a. 主要実行者及び事業者の大多数が直面している課題；
 - b. 問題を解決するために整備された能力（資金、人員、設備など）；
 - c. 当該作業区域で実施中の林業分野開発活動との関連性。

第21条

第16条e項で述べた目的を達成するための方法は、次を考慮した上で設定する。

- a. 林業分野の主要実行者及び事業者の能力、知識、技能のレベル；
- b. 整備されている技術／イノベーション；
- c. 林業指導活動を支援するために整備されている設備、インフラ、その他の資源；
- d. 物理的、社会的、文化的環境状況；
- e. 整備されている予算。

第22条

- (1) 作成された林業指導プログラムは、指導者年次作業計画の作成基準となる。
- (2) 上記第(1)項で述べた年次作業計画のフォームは、本大臣規程の付録IIを参照すること。
- (3) 指導者年次作業計画の作成手順は、林業人材指導育成機関官長規程で定める。

第4章

林業指導プログラム作成の仕組み

第1部

一般

第23条

林業指導プログラム作成の仕組みは、第5条で述べた林業指導プログラムの段階に基づいて作成する。

第2部

郡レベルの林業指導プログラム

第24条

郡レベルの林業指導プログラム作成の仕組みは、次のように定める：

- a. 郡の指導センター長は、林業指導者と主要実行者及び事業者の代表者が作成する郡レベルの林業指導プログラムの作成を支援する。

- b. 林業指導プログラムの作成は、地域ポテンシャルの識別から始める。
- c. 地域ポテンシャルの識別は、参加型農村調査、インパクトポイント、フォーカス・グループ・ディスカッション、その他地域ポテンシャルを識別するための方法及び機器を使用する。
- d. 林業指導プログラムの作成は、郡における主要実行者及び事業者が直面する課題及びニーズの優先順位を作ることにより、現状、目的、課題、目的を達成するための方法を設定することから始まる。
- e. 林業指導プログラムの案は、郡レベルにおける林業開発活動と統合するために、当局から企画を担当する職員（当局の作業プログラムを説明）、主要実行者及び事業者の代表者、コミュニティー指導者が参加する郡レベルの会議で協議する。
- f. 郡レベルの林業指導プログラムは、林業指導コーディネーター、主要実行者及び事業者の代表者が署名し、指導センター長が承認し、郡レベルの当局長が認識すること。
- g. 郡レベルの林業指導プログラムは、当年の3月までに承認し、その翌年に実行すること。
- h. 郡レベルの林業指導プログラムは、県レベルの林業指導プログラムの作成資料として、指導実施機構及び県／市林業局に提出する。
- i. 郡レベルの林業指導プログラムは、郡レベルの開発計画の作成資料とする。
- j. 郡レベルの林業指導プログラムは、郡での林業指導者年次作業計画の作成要領とする。

第3部

県／市／実行事務所レベルの林業指導プログラム

第25条

県／市／実行事務所レベルの林業指導プログラム作成の仕組みは、次のように定める：

- a. 指導実施機構長官又は県／市指導実施機関又は林業省実行事務所長は、林業指導者と主要実行者及び事業者の代表者が作成する県／市／実行事務所レベルの林業指導プログラムの作成を支援する。
- b. 林業指導者と主要実行者及び事業者の代表者は、県／市／実行事務所レベルの林業指導プログラムの作成資料として、作業区域内の郡レベルプログラムをまとめる。
- c. 林業指導プログラムの作成は、県／市／実行事務所レベルの主要実行者及び事業者が直面する課題及びニーズの優先順位を作ることにより、現状、目的、課題、目的を達成するための方法を設定することから始める。
- d. 林業指導プログラムの案は、県／市／実行事務所レベルにおける林業開発活動と統合するために、当局／実行事務所から企画を担当する職員（当局／実行事務所の作業プログラムを説明）、主要実行者及び事業者の代表者、コミュニティー指導者が参加する県／市／実行事務所レベルの会議で協議する。
- e. 県／市／実行事務所レベルの林業指導プログラムは、県／市／実行事務所林業指導者コーディネーター、主要実行者及び事業者の代表者が署名し、指導実施機関官長又は県／市／実行事務所指導実施機関が承認し、県／市林業局長及び林業省実行事務所が認識すること。
- f. 県／市／実行事務所レベルの林業指導プログラムは、当年の4月までに承認し、その翌年に実行すること。
- g. 承認された県／市／実行事務所レベルの林業指導プログラムは、県／市の開発計画の作成資料として、県知事／市長、林業省実行事務所、県／市林業局長に提出し、州レベルの林業指導プログラムの作成資料として、指導調整機構事務局／州林業指導実施機関に提出する。

- h. 県／市／実行事務所レベルの林業指導プログラムは、県／市／実行事務所での林業指導者年次作業計画の作成要領とする。

第4部

州／実行事務所レベルの林業指導プログラム

第26条

州／実行事務所レベルの林業指導プログラム作成の仕組みは、次のように定める：

- a. 指導調整機構事務局長又は州指導担当機関／林業省実行事務所長は、林業指導者と主要実行者及び事業者の代表者が作成する州／実行事務所レベルの林業指導プログラムの作成を支援する。
- b. 林業指導プログラムの作成は、州／実行事務所レベルの主要実行者及び事業者が直面する課題及びニーズの優先順位をつけることにより、現状、目的、課題、目的を達成するための方法を設定することから始める。
- c. 林業指導プログラムの案は、州／実行事務所レベルにおける林業開発活動と統合するために、当局／実行事務所から企画を担当する職員（当局／実行事務所の作業プログラムを説明）、主要実行者及び事業者の代表者、コミュニティー指導者が参加する州／実行事務所レベルの会議で協議する。
- d. 州／実行事務所レベルの林業指導プログラムは、林業指導者コーディネーター、主要実行者及び事業者の代表者が署名し、指導調整機構事務局長／州指導実施機関／実行事務所長が承認し、州林業局長及び林業省実行事務所が認識すること。
- e. 州／実行事務所レベルの林業指導プログラムは、当年の5月までに承認し、その翌年に実行すること。
- f. 承認された州／実行事務所レベルの林業指導プログラムは、州の開発計画の作成資料として、州知事及び州林業局長に提出し、全国レベルの林業指導プログラムの作成資料及び総局での開発計画の作成資料として、林業人材指導育成機構及び保護林及び生物多様性管理を担当する総局長に提出する。
- g. 州／実行事務所レベルの林業指導プログラムは、州／実行事務所での林業指導者年次作業計画の作成要領とする。

第5部

全国レベルの林業指導プログラム

第27条

全国レベルの林業指導プログラム作成の仕組みは、次のように定める：

- a. 林業指導センター長は、中央の林業指導者と主要実行者及び事業者の代表者が作成する全国レベルの林業指導プログラムの作成を支援する。
- b. 林業指導プログラムの作成は、全国における主要実行者及び事業者が直面する課題及びニーズの優先順位をつけることにより、現状、目的、課題、目的を達成するための方法を設定することから始める。
- c. 林業指導プログラムの案は、全国レベルにおける林業開発活動と統合するために、林業省エセロンI企画を担当する職員、主要実行者及び事業者の代表者が参加する中央レベルの会議で協議する。
- d. 全国レベルの林業指導プログラムは、林業指導者コーディネーター、主要実行者及び事業者の代表者が署名し、林業人材指導育成機構官長が承認し、林業省で企画を担当する

エセロンIIの職員が認識すること。

- e. 全国レベルの林業指導プログラムは、当年の6月までに承認し、その翌年に実行すること。

- f. 全国レベルの林業指導プログラムは、全国レベルの開発計画の作成資料とする。
- g. 全国レベルの林業指導プログラムは、林業人材指導育成機構の指導者年次作業計画の作成要領とする。

第5章 モニタリング及び評価

第28条

- (1) 林業指導プログラムのモニタリング及び評価は、林業指導プログラムで設定した目標の計画と実績及び直面している問題を把握するために行う。
- (2) 上記第(1)項で述べたモニタリング及び評価は、林業指導者及び主要実行者及び事業者の代表者と共に行う。
- (3) 上記第(2)項で述べたモニタリングは、少なくとも3ヶ月に1回実施すること。
- (4) 上記第(2)項で述べた評価は、翌年の指導プログラムを作成する直前に実施すること。
- (5) 林業指導プログラムのモニタリング及び評価結果は、実施機関官長／林業指導実施者／実行事務所に報告し、以降段階に従って、県知事／市長、州知事、林業大臣に提出する。
- (6) 上記第(5)項で述べたモニタリング及び評価結果は、プログラムの改訂資料及び翌年度の林業指導プログラムの作成資料として使用することができる。

第29条

上記第28条第(6)項で述べた林業指導プログラムの改訂は、次の場合に行うことができる。

- a. データ及び情報の分析に過ちがあった場合；
- b. 現状、目的、課題、指導対象者、目的を達成するための方法の設定に過ちがあった場合；
- c. 指導者年次作業計画の作成に過ちがあった場合；
- d. 資金援助に変更があった場合。

第6章 資金

第30条

- (1) 郡及び県／市／実行事務所レベルの林業指導プログラムの作成資金は、県／市地方予算／国家予算からとする。
- (2) 州／実行事務所レベルの林業指導プログラムの作成資金は、州地方予算／国家予算からとする。
- (3) 全国レベルの林業指導プログラムの作成資金は、国家予算からとする。
- (4) 上記第(1)項、第(2)項、第(3)で述べた資金源の他、林業指導プログラムの作成は、合法かつ無拘束のその他の資金源から資金を調達することができる。

第7章
終章

第31条

本林業大臣規程が発効することにより、林業指導プログラムの作成要領に関する林業大臣規程第P. 41/Menhut-II/2010は、取り消され、失効する。

第32条

本大臣規程は立法日より有効とする。

各自が把握できるよう、本大臣規程を立法化し、インドネシア共和国官報へ記載するよう、命じる。

2014年9月24日
ジャカルタにて制定。

インドネシア共和国
森林大臣

署名

ズルキフリ・ハサン

2014年9月26日
ジャカルタにて立法。

インドネシア共和国
法務人権大臣

署名

アミル・シャムスディン

インドネシア共和国官報2014年第1402号

付録I

林業指導プログラムの作成要領
に関する

インドネシア共和国林業大臣規程
第P. 78/Menhut-II/2014

林業指導プログラムのマトリックス

年度 :
段階 : 郡/県/市/州/全国

No.	状況	目的	課題	指導対象者			目的を達成するための方法								備考
				内訳	人数	場所	活動	方法	内容	時間	費用 (ルピア)	資金源	責任者	実施者	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16

概要は備考欄で記入

インドネシア共和国
林業大臣
署名
ズルキフリ・ハサン

付録II

林業指導プログラムの作成要領
に関する

インドネシア共和国林業大臣規程
第P. 78/Menhut-II/2014

林業指導者年次作業計画

名前 :
年度 :
作業区域 :

No.	状況	目的	課題	指導対象者			目的を達成するための方法								備考
							活動		内容	方法	時間	費用 (ルピア)	資金源	関係者	
				内訳	人数	場所	種類	量							
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16

インドネシア共和国
林業大臣

署名

ズルキフリ・ハサ
ン

